預金商品概要説明書 (無通帳型普通預金)

●この「商品概要説明書」は、無通帳型普通預金の商品内容の概要を記載したものです。 詳しくは「無通帳型普通預金規定」をご覧ください。

| 1. | 商品名 | | 無通帳型普通預金(愛称:Web pass) |
|----|--------------|---------|---|
| 2. | 販売対象 | | 日本国籍があり、かつ日本に居住の個人(未成年の方はご利用できません。) |
| 3. | 預入期間 | | 定めはありません。 |
| 4. | 預入 | (1)預入方法 | 随時お預入れできます。 ①ATM(キャッシュカードによる預け入れ) ②窓口(キャッシュカードをご呈示いただきます。) ③振込み |
| | | (2)預入金額 | 1円以上(A T Mによる入金は1,000円以上です。) |
| | | (3)預入単位 | 1円単位(A T Mによる入金は1,000円単位です。) |
| 5. | . 払戻方法 | | 随時お引出しできます。 ① A T M (キャッシュカードによるお引出し) ②窓口(キャッシュカードをご呈示いただきます。) ③インターネット・バンキング(ひだしんWEBサービス) ※ A T M、インターネット・バンキングを利用したお引出しには、1日あたりの限度額があります。 |
| 6. | 利息 | (1)適用金利 | 毎日の普通預金店頭表示利率を適用します。(変動金利) (金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。) |
| | | (2)利払方法 | 毎年2月と8月の第3日曜日の翌日に、口座に入金します。 |
| | | (3)計算方式 | 毎日の最終残高1,000円以上につき、付利単位100円とし、 1年を365日とする日割計算。 |
| | | (4)税金 | 利息に対し20.315%(国税15.315%※、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。 |
| 7. | . 手数料 | | ・当組合および提携金融機関の自動機器または振込機を使用して預金 の預入れ・払戻し、振込の場合、利用手数料を定めているときおよび 振込手数料は、所定の手数料をいただきます。 ・インターネット・バンキングを利用して振込みを行う場合は、当組合 所定の振込手数料をいただきます。 ・利用手数料と振込手数料は、合計金額で引き落とします。 ・手数料金額は「手数料のご案内」をご覧ください。 |
| 8. | 付加できる特約事項 | | |
| | (1)総合口座 | | ・総合口座による当座貸越のご利用ができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・定期預金のお預入れ、ご解約はお取引店の窓口にお申しつけください。 |
| | (2)自動支払・自動受取 | | ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取ができます。 ・自動振替による定期積金への入金ができます。 |

| 1 | |
|-----------------------|--|
| (3)マル優 | マル優制度の条件を満たすお客様は、マル優のお取扱いができます。 ※マル優適格となる方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻 ・寡婦年金の受給者 ・児童扶養手当の受給者の母など |
| 9. 中途解約時の取扱 | 一 |
| 10. その他参考となる事項 | |
| (1)キャッシュカード | 専用のキャッシュカードを発行いたします。 |
| | |
| (2) 通帳 | 通帳は発行いたしません。 |
| (3)インターネット・バンキング | インターネット・バンキング (ひだしんWEBサービス) がご利用いた だけます。 |
| | 本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 |
| (4)預金保険制度 | (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,00万円までとその利息が保護されます。) |
| 11. 苦情処理措置·紛争解決 措置 | ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口:ひだしんお客様相談室】 受付日:月曜日~金曜日(土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:9:00~17:30 電 話:0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/・紛争解決措置東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)、愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話:0564-54-9449)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】受付日:月曜日~金曜日(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:9:00~17:00 電 話:03-3567-2456 住 所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内) |